## 医療的ケア児等の支援に関するワーキンググループ設置要領

(目的)

第1条 医療的ケア児等の地域の現状把握、連絡調整、支援内容等を医療的ケア児等とその家族が直面 する課題及び対応策の検討を行うために、医療的ケア児等の支援に携わる、保健・医療・福祉・ 教育・子育て等の各分野の関係機関等から構成される医療的ケア児等の支援に関するワーキン ググループ(以下「ワーキンググループ」と言う)を設置する。

(ワーキンググループの役割)

- 第2条 ワーキンググループにおいて下記の事項について検討を行う。
  - (1) 医療的ケア児等の定義に関すること。
  - (2) 医療的ケア児等の実態把握に努め、課題の整理に関すること。
  - (3) 医療的ケア児等の支援に関すること。
  - (4) 郡山市障がい者自立支援協議会子ども支援部会との連携に関すること。
  - (5) その他郡山市医療的ケア児等に必要な事項に関すること。

(ワーキンググループのメンバー)

- 第3条 ワーキンググループのメンバーは、次に掲げる者で構成する。
  - (1)総合教育センター職員
  - (2) こども政策課職員
  - (3) こども家庭未来課職員
  - (4) こども家庭支援課職員
  - (5) 保育課職員
  - (6) 障がい福祉課職員
  - (7)福島県立郡山支援学校職員
  - (8) 福島県立あぶくま支援学校職員
  - (9) 郡山市障がい者自立支援協議会子ども支援部会代表者
  - (10) その他、医療機関、福祉、子育て等機関の職員

(会議)

- 第4条 ワーキンググループの事務局は障がい福祉課に置く。
- 2 ワーキンググループの会議は障がい福祉課が招集する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対して意見交換会の会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。